

換価の猶予・徴収猶予のご案内

◆猶予制度について

市税を一時に納付することが困難な理由がある場合には、申請することにより、財産の換価（売却）や差押えなどの猶予が認められる場合があります。

※市税をその納付期限までに納付していないと、納付するまでの日数に応じて延滞金がかかるほか、督促状の送付を受けてもなお納付されないと、財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。

◆換価の猶予

市税を一時に納付することにより
事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるとき



申請により、1年以内に限り換価の猶予が認められる場合があります。

※申請する市税以外に、既に滞納している市税がある場合には、原則として申請による換価の猶予は認められません。

※換価とは…差押えた財産を金銭に換えて、滞納となっている税金に充当する強制的な手続です。

◆徴収猶予

- ①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき
- ②納税者又はその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき
- ③事業を廃止し、又は休止したとき
- ④事業について著しい損失を受けたとき
- ⑤その他上記「①～④」に類する事実があったとき
- ⑥本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定したとき

上記「①～⑥」のいずれかの理由により、市税を一時に納付することができないとき



申請により、1年以内に限り徴収猶予が認められる場合があります。

市税の納期内納付が困難な場合は、お早めにご相談ください。



◆猶予の効果

猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

◆猶予を受けるための申請

●必要書類

- ①「換価の猶予申請書」又は「徴収猶予申請書」
- ②「財産目録」及び「収支の明細書」
- ③担保の提供に関する書類 ※下記「担保の提供」参照
- ④災害などの事実を証する書類（徴収猶予のみ）

●申請期限

- ①換価の猶予…納付すべき市税の納付期限から6か月以内。
- ②徴収猶予…猶予を受けようとする期間より前に申請が必要。

※ただし、本来の期限から1年以上経過した後に、納付すべき税額が確定した場合での申請は納付期限まで

●担保の提供

猶予の申請をする場合は、猶予を受けようとする金額に相当する担保を提供する必要があります。【担保（例）：土地、建物、自動車、有価証券、保証人など】

ただし、次のいずれかに該当する場合は、担保の提供は必要ありません。

- ①猶予を受けようとする金額が100万円以下の場合
- ②猶予を受けようとする期間が3か月以内の場合
- ③担保を提供することができない特別な事情がある場合

◆猶予期間と分割納付

猶予を受けることができる期間は、原則として1年以内です。申請者の状況に応じて、最も早く市税が完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、猶予を受けた市税は、原則として猶予期間中に分割納付する必要があります。



提出・問合せ先

〒286-0292 千葉県富里市七栄 652-1

富里市企画財政部納税課納税班

TEL0476 (93) 0433 (直通)